語り合いのシンポジオン交流会2012

第11回 実務者・教育者・研究者の討議の集い2012 in 名古屋

テーマ:「建築の原点にかえる」 主催 シンポジオン世話人会

目次	1. 秋山恒夫、坂井修一、佐久間博、富樫豊;建築教育を語る、各人のつぶやき	
	2. 野田真士、宗明日美;社会福祉法人「ハスの実の家」における暮らしと日中活動支援の紹介3	
	3. 谷田真 ; 名城大学谷田研究室プロジェクト概要	
	4. 佐久間博;設計教育に思う;佐久間博	
	5. 木村正彦; 建築の原点にかえる(東日本大震災の復興に適用して) 6	
		Fnd=0

【1】 交流会

名称: 学生による語り合いのシンポジォン交流会日時: 2012年9月13日(木)17:30~19:30

会場:名古屋大学生協、レストラン花の木1F (ES総合館前)

参加者15人:職業人4人、学生11人

様子:午後のシンポジオン語り合いが、夜の部にも行われた。 夜の部はテーマなしで、保存再生、人生論、住まい手 の建築など、広範囲に意見を述べ合った。

【2】 討議の集い

企画の模様を今年から変えた。これまでの懇親会での討議の様相から、完全に紙上討議の様相に切り替えることにした。もちろん、紙上討議の期日は大会にあわせるものとして、意見はこれまでと同様、大会の前に募集したものを大会当日、皆様に見ていただき、その後の感想や追加の意見を提出いただくというシステムについては変えていない。

今回も、事前に多くの意見や論文が寄せられた。また、それ を受けていくつかの追加の意見も寄せられた。ここに、これら を取り真もめて、報告書とした。

<1> 建築教育を語る

シンポジオン企画にいつも協力いただいている方々が、建築 学会大会初日に開催された建築教育のシンポジウムに向けてショートコメントを提出されていた。せっかくのコメントを集い の報告集に寄稿をお願いしたところ、こころよく了承をいただいた。ここに、当該文を掲載する。

「明治以来の近代建築教育の欠陥を克服する教育を」 秋山恒夫 元職業能力開発総合大学校教授

これまで、建築教育委員会や特別研究委員会(「建築教育の 需給構造と建築職能の将来像」第1次・第2次)等を通して、 建築教育の抜本改革を提案する一方、実践的課題として、各 地に職人学校を立ち上げて来ました。

時代の転換期にあたり、特に以下のうち1~7の抜本改革 が不可欠と考えます。

- 1. 近代化140年を経た時点での「建築学と建築教育」の 抜本的問い直し、欧米一辺倒からの転換、「明治以前」と「以 後」の接続不良の改善、悠久な日本建築の知恵の継承
- 2. 少子化時代における建築教育の「過剰供給」構造の改善、 社会変化に対応した教育機関のリストラ、特徴・役割の明 確化、生涯教育にむけた「継続教育」市場の開拓
- 3. 社会の中の建築活動の「全体的視点」の育成、設計偏重 からの脱皮、建築生産に係る川上から川下まで一貫的視点 の育成、実践型・体験型・インターン型実習の組み込み
- 4. ストック市場移行に伴うカリキュラムの抜本的組み替え、 新築中心から「改修」市場への再編、材料学からの組み直 し(現状:コンクリート偏重→今後:木、S他の充実)
- 5. 近代建築教育の欠陥の象徴としての「木造」分野の教育・研究の充実、伝統木造の復権、大型木造や新たな木造の可能性の開拓
- 6. 建設産業の根幹を支える技能者激減への対応、優秀な「現場系人材」の育成、待遇改善・魅力化、低賃金・重層下請け構造を変革しうる人材の育成
- 7. 災害国日本における「防災・減災」に関する教育・研究 機能の強化、国際支援
- 8. 建設産業の市場収縮・変容時代における、上流・下流の 「新たな専門職能」の開拓
- 9. 世界や近隣アジアで活躍しうる「国際的人材」の輩出にむけた新コースの開拓

「全てがわかる真のアーキテクトに (大学教員こそ産業界~インターンシップを)」

木村正彦 愛知県技術士会·愛知建築士会

建築の世界も極度に分業化され、自分の専門以外が分からない人が多くなってきている。建築こそ人間活動を扱う分野で、一貫性をもつべきである。私の専門外だからでは済まされない。卑近な例であるが、原子力発電所事故の学識経験者の見識の狭さは、如実である。

表 建築分野の幅広い領域

立地	企画	調査	計画	設計	積算	施工	保 守	解体	リサ イク ル
-tr /-		UA 383	1 -1-24	/			275 (1 224 -	
産し	産(不動産業、設計事務			官(国、都道府県、			学(大学、高専、		
所、コンサルタント、ゼ				市町村、独立行政			工業高校、専門		
ネコン、サブコン、メン				法人、公益法人、			学校、職業訓練		
テナンス業、解体業、リ				NPO? など)			校、		
サイクル業など)							各種	講演会	・セ
							ミナ	トーなと	<u>-")</u>

各種マネジメント (コンストラクション・ファンリティ・プロン・カト・プロパティ・アセット・リスク・ライフサイクルなど)

B I M(Building Information Modeling)などによる情報の連携 と進展

「教育・学習・研究とは、その理念」 坂井修一 坂井建築事務所主宰

教育とは何か。生きることを励ますことである。人間は外部から引き上げる力よりも内面的に支える力がないとあっけなく崩れてしまう。教育の二つの側面、躾と感化。躾は社会の圧力によりなされ、強制と罰とが伴う。感化は受けるものが自由に受け、与えるものの意図を超えて与えられ、不自由になる喜びがある。

学習とは何か。言葉の記号の学習、ものの学習(感性の体得)、心の学習はものの学習によってだけ可能になる。感性を磨き、素養(下地、基礎的事項)を育む。感性が豊かであることは人間の自己実現にとってなによりも重要なものであり、感性を磨くということは一朝一夕にしてはできない。

研究とは何か。研ぎ澄まし究める事である。目的は、新しい事実や解釈の発見である。研究には、「基礎研究」と「応用研究」の二つがあり、基礎研究では、理論や知識の進展を目的としている。応用研究では、具体的な問題の解決を目指すことが出発点であり産業や社会の発展のために行われる。

「建築とは、その理念」

坂井修一 坂井建築事務所主宰

工学とは何か。自然現象の物理的挙動を数学的手法でもって制御するものづくりの美学であり、寄与美学である。造って、見せて、初めて評価されるものである。ものづくりということは、ある人の思いつき、個の独創からはじまる。共感

してくれる人々の和で、はじめてものができる。「個の独 創」・「群の独創」である。誰もが完全に満足する環境を造る のは難しい。平均値をとると、誰からも大きな不満はでない が、誰でも不満をもつという環境になる。ものづくりの目的 は魂の動かすものを造ることである。

工学の大きな目標の一つは、ものをつくるための設計思想を明確にすることである。その学問の動機というか、契機となりうるものは、社会的要請による場合による。工学とそれに基づく技術にあっては、すべてに明確な解決が得られた後にものを造ることにはなり得ない。そこが社会的要請に基づく所以なのである。

「教育の方針とは、その理念」

坂井修一 坂井建築事務所主宰

私の目指すもの。出発は学生自らが学ぼうと、決意する事である。自ら学ぶという姿勢を身に付ける、習慣づける事である。自分で求めて、そのものにあたること、面倒くさいと言わない。「なぜ」と言う気持ち(知的好奇心)を大事にする心でもって、常に現象を観ること、論理的思考をすること、自己表現力と書く力を身に付けること。

学習方針は、「眼を養い、手を練れ」である。眼を養うということは、優れたものをたくさん見ること。手を練れということは、スケッチをするということである。自分から動くことを厭わない、好奇心を持つこと、周囲の事象を観察し、分析し、自分で考えることを習慣づける。

学習方法(内容)は、「型に血を入れる」である。型とは基本事項を身につけること。血とはその人の霊であり、命である。下手でもいい真剣に打ち込むこと、具体的な手順を一つ一つ全うすることによって心に迫る。型と血が結びついて、形が生まれる。

「職業人に求められる素養」

坂井修一 坂井建築事務所主宰

職業人に求められる素養とは、専門的素養、教養的素養、人間的素養の掛け算である。すなわちどれ一つ欠けても職業人の素養としては不十分であり、これらのバランスのとれた素養を身に付けることが大事である。専門的素養では、最近の知識やハウツーより、原理等の基礎を使いこなせることが重要である。特に学校教育において、「なぜ」そうなのかという本質を考えることが大事である。教養的素養とは、修得した知識や技術を何に用いたらよいのかの方向を促す哲学であり、思想を形成するのに重要な役割を果たす。この素養の高い人ほど発想や着眼点に幅と奥行きがある。人間的素養とは、専門的素養や教養的素養の修練に取り組む強さや深さを左右し、それらの土台をなすものであり、これは心の持ち方や生活習慣の中で身に付くものである。いわば人間力の源になるものであり、創造的自立型人間の基盤をなすものとして幼少時から育まれなければならない素養といえよう。

「なぜ、よい街、よい建築、よい住いが出来てこないのか?」 佐久間博 アトリエ佐久間一級建築士事務所

建造物の一生を考えてみた時、それが生み出される瞬間は、確かにドラマチックである。しかし、時間軸で捉えれば、ホンの一瞬。その一瞬における判断で、建造物と地域が決定される。そして、取り壊しの瞬間にその建造物の蓄積が垣間見える。しかし、あまりにも無造作に、単なるゴミとして片付けられ、蓄積はほとんど伝えられない。建設は、歴史以上に伝統のある、大勢の、様々な人達が参加する協同作業、巨大複合技術である。どこの部分も、連携が前提であり、補完は効かず、間違いは許されない。参加者すべてに、いつも、全体の理解と自分の役割の自覚が求められる。が、今、それがうまくいっていない。専門分化し、効率を求めたことの最大の欠陥であろう。改善には、急がないことと、専門家に必ず副専門を義務づけること。そして、特に、教師の陳腐化を防ぎ、教育内容と現実との乖離を避ける為に、教師の任期を10年くらいとして入れ替えることが必要と考える。

「専門分化の弊害をどうのり越えていくのか」 富樫豊

原発事故における関連分野の専門家の失態を見るにつけ、 建築分野も似たようなことがあるのではないかと危惧している。これは、今の(高等)教育があまりにも専門分化しすぎることにより現れた弊害であるといっても過言ではない。加えて、教育における視点の合理性や先を見越した視野の広さが論議されてこなかったがゆえに実践も乏しい限りといえる。これはもはや教育という範疇だけの問題ではなく、教育を核にした専門体系そのものの問題として、教育環境や社会全体の問題として捉えるべきものである。この観点で、狭い視野から大いに脱して大いに語り合い、未来をつくっていくべきと考える。

「専門家の博識・良識・見識をどうみがいていくのか」

技術の教育を専門の狭い分野に特化することも必要ではあるが、社会における専門家の役割が問われている昨今、博識・良識・見識のうち特に良識をどう磨いていくのであろうか。 技術者は真面目に勉学に励めば励むほど、まじめに仕事を遂行すればするほど、ますます社会全体から離れていくことにつながりかねない。教える側から、襟を正した姿勢を貫いて欲しいものである。倫理倫理とか市民市民の教育とかすべて狭くとらえ過ぎることのないようにしたいものである。(なお、良識のある専門家も多いこと事を断っておく)

<2> 社会福祉法人「ハスの実の家」における暮らし

と日中活動支援の紹介

野田真志(福井大学大学院工学研究科) 宗 明日美(福井県立大学看護福祉学部)

1. はじめに

1965年(昭和40年)、3人の障害のある仲間と3人の職員でハスの実の家は開設されました。22年半の無認可時代を経て、現在は労働や生活・社会参加を支援する多様な事業を展開し、利用者は85名を超え、かかわる職員は80名近くになっています。

今回は学外活動として、障害をもつ方々のハスの実の家で の日々の様子とそこに関わってきた経験をお話しさせていた だきます。

2. 暮らしの場「ユニット型ケアホーム」と「まちなかグループホーム」

現在、ハスの実の家本部には4つのユニット型ケアホームがあり、現在男女24名の方が生活しています。また、本部から離れた近隣市内にも5つのまちなかグループホームがあり、そこでも男女合わせて24名の方が生活をしています。まちなかグループホームでは世話人と呼ばれるスタッフが毎日1人ずつ交代で夕方16時から翌朝9時まで勤務し、利用者の生活や身の回りのサポートをしています。

3. 日中活動の場「就労系事業」「生活介護事業」および「日中一時支援事業」

ハスの実では障害のある仲間たちが自立と社会参加ができるために、個人の能力や可能性に合わせた日中活動の場を設けています。具体的には以下の通りです。働くことが生きがいとなり、自立への意欲を育てることを目指しています。

○就労系事業

パン工房、食品加工 (クッキーなど)、農耕班など

○生活介護事業

段ボールなどの廃品回収、アルミ缶・牛乳パックなどのリ サイクル事業

○日中一時支援事業

夏季・冬季・春季休暇の際、障害をもつ児童をあずかり、 日中活動の場を提供する

4. おわりに

一応は建築分野の私ですので、住まい手、使い手の立場に たったまちづくりを目指し、実践と研究を続けてきたつもり です。そのなかで忘れてならないのが誰もがともに生活し、 生きていける地域社会でなければならないということ。ハス の実に関わって4年程になりますが、ひととひとのつながり、 ひととまちのつながりを改めて教えてもらえました。

名城大学谷田研究室プロジェクト概要

谷田 真 (名城大学)

谷田先生から、研究室が手掛けているプロジェクトについ て、その概要をまとめていただきました。

研究室で取り組むプロジェクトの特徴は「ものづくり」。机上では終わらず、実際に制作することで、授業では十分に得られない教育効果を期待している。プロジェクトの内容に関しては、従来の建築分野に特化することなく、アート分野も含め射程範囲を広くもつことを大切にし、年間通して数多くのプロジェクトを短期間にこなしていくことで、ものをつくることのリアリティ獲得を目指している。以下に近年研究室で取り組んだプロジェクトの概要を記す。

① 遊ビ学ビ

河川敷を活性化させる子どもワークショップ。優秀賞 を獲得。治水に関する伝統工法を学ぶとともに、コミ ュニケーション能力を鍛える。

② IGUNE で紡がれるまち 子ども達がつくる子ど も達のためのシェルター

他大学研究室と協働で取り組んだ国際コンペ。優秀賞を獲得。震災後の社会のあり方を考えるとともに、他 大学学生と一緒に提案をまとめていく調整能力を鍛える。

③ info-mate

東京都新宿区で開催されたアートコンペ。優秀賞を獲得。建築教育で学んだ知見をアートで表現する。また会場が遠隔地となったため、工法や運搬手法など施工計画能力を鍛える。

④ 土原住宅プロジェクト

名古屋市天白区土原に 5 軒の売建住宅を計画する実施 プロジェクト。地元のデザインスタジオと産学共同で 進める。まさに住宅をつくる一連のプロセスを習得す る。

(5) icon nagoya mobip

国際デザインセンターの企画で名古屋のおみやげを考えた。特徴ある名古屋の建築をアイコン化し、モビールとしてデザイン。フィールドワークを中心としたリサーチと、その結果をかたちにする能力を養う。

⑥ 空し場

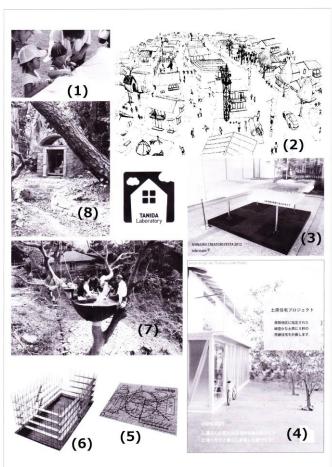
あいちトリエンナーレ関連企画で空き地を活用する提案を求められたコンペ。最優秀賞を獲得。アイデアコンペではあったが、実際に作れそうな案にこだわったのは、これまでの研究室の「ものづくり」というポリシーの現われかもしれない。

⑦ 島 Café tree furniture

木の上に人の居場所をつくるプロジェクト。愛知建築 士会の実作のみを対象としたコンペで優秀賞を獲得。 大工の指導のもと、施工技術の知識を獲得する。

8 記憶のハコ

朽ちかけた祠(ほこら)を改修するプロジェクト。既存の空間に敬意を払いながら、新たな魅力を付け加える。リノベーションのあり方を考える良い機会となる。



8つのプロジェクト、図中番号はプロジェクト番号

設計教育について

佐久間博(佐久間アトリエ)

設計教育について、普段感じていることですから、 僕なりのものがあります。

教育現場で学生の生活体験が少ない、あるいは、 薄い。たかだか 20 年しか生きていない若造に、という意見もあるが、20 年生きてきて、その想像力、 観察力の無さに呆れる。これは、おそらく、受験勉強の弊害もさることながら、家庭の貧困、核家族、 行きすぎた個人主義、孤立化の結果、子供の生育環境に人生(時間)、社会(空間)を垣間見る機会がなくなっているからではないか。結果として、例えば、親の生活が見えない。まして、老人の生活、子育てなどといったら、想像を絶するものらしい。いわんや、他人の生活をや、である。

受験(試験)勉強と設計の根本的違い受験勉強(あるいは初等教育における試験)においては、必ず唯一の正解があり、そこにいかに早くに到達するかの競争である。設計には、解は無数にあり、その正当性は設計行為一つ一つの妥当性の度合いによるもので、要素に相互に矛盾するものもあることから、絶対に満点を取ることはできない。受験勉強のような唯一の正解はないどころか、目指す方向すら与えられていないのである。これは、いわば、幼児の遊びの世界に似たもので、すべてが発見、創造の世界である。

実務の現場で実際の設計行為において、最も大事なのは前提条件で、その中でも、特に建築主(住み手)の生活像が主役である。しかし、肝心の住み手が、自分の生活の実像が掴めていないのではないか。 1つは、情報過多で、頭デッカチになり、自分を見誤っている。

2つは、受験勉強のような、箱に入れられることを 長いこと繰り返してきたため、自分自身についても、 どこか外に正解があると思っている。

また、近年は住宅が商品化されたため、建築主に、 住まいを「つくる」という意識が乏しくなり、「選ぶ」 という意識になっている。 次に、設計を進めていく際に、クリアしなければならない諸規制が多く、複雑で、わかりにくいこと(プロとして期待される力量の一つは、いかにうまく規制の目を潜り抜けるかである!)。社会のインフラは、誰が見てもそれと判る明解単純なものでなければならない。そう考えると、現行の建築関連規準は、各論が肥大し過ぎていると思う。その結果、設計は規制をクリアすることに大半の時間が使われ、住み手と共に将来の生活の可能性を考える時間がなくなっている。

コンピュータの普及により、建築をバーチャルで体験することが可能になったのは、設計者にとっては非常にありがたいことであるが、反面、仮想空間には、例えば、重力がない。ベテランは、その形状に過去の経験体験を重ね合わせ、リアルなものとして理解できるが、未熟な、コンピュータの捜査技術に長けたものは、その意味が理解できず、成立しないものを作り出す。先日亡くなった歌舞伎役者の「型破りは、型を完全にマスターした者が、その上の効果をねらって行うもので、未熟者が行うのは、同様に見えても、形無しである」の意味は深い。

では、現在の建築界に、型をキッチリ教えることができる人が存在するか(師の存在)?特にバブル期、型破り(形無し)を斬新だと称揚した結果、珍建築が正統とされ、建築文化は廃刊に追い込まれたことを見ても、それは明らか。ではどうするか?建築の根本に立ち返り、末端から地道に再構築するしかない。建築関係教師の「下放」と、現場からの拾い上げしかない。

建築の原点にかえる(東日本大震災の復興に適用して)

正会員 木村 正彦 (愛知県技術士会)

東日本大震災 建築の原点 阪神・淡路大震災 漁港の復興 地域の独自性 水産業の復活

1 はじめに―阪神・淡路大震災の手法は使えない

筆者は、昨年のシンポジオンで東日本大震災の被害を見て、 建築技術者が、今しなければならないことを述べた¹⁾。 しかし、東日本大震災の復興はまだ緒に就いたばかりである。 以下に、その復興について論じたい。

平成7年(1995年)阪神・淡路大震災の復興計画・事業を そっくり、東日本大震災の復興にはそのまま使うことはでき ない。また、事実 JR 新長田駅南地区の再開発ビルのように、 現在裁判になっている事例もある。東北には東北の地域の特 性がある。そのことを肝に銘じておかなければならない。

東日本大震災の再生・復興プロジェクトは、「神戸の轍は 絶対に踏まない。」ということを念頭に置くべきである。そ のためには、復興に直接当たる機関に、単なる調整機能では なく、明確な原則・ビジョンを示しながら、復興を主導する 強い権限を付与することが大切である。

まず、被災地の産業や企業、そして被災地自体の構造改革 をも進めることが必要である。その際、まず自立できるかで きないかの見極めが非常に重要になってくる。

つまり、自立・自活できる被災者には雇用や融資といった 環境を与え、一方自立できない災害弱者に対してはセーフティネットを用意するなどの社会対策で対応せざるを得ない。 被災企業についても、再建・復活が見込めない企業には、 廃業を促して、他方自立可能な企業に対しては、規制緩和や 税金減免などの優遇策を実施しながら、地元に経済効果が波 及できるような新たな産業の創出を促進する方策が必要で ある。

また、地域の再編も重要である。放射能リスクや災害リスクの高い地域、そして過疎化が進んでいる地域からの撤退・再結集するなどの地域再編が必須となる。これらの地域が担う役割を再定義した上で、より活性化できる姿を模索・構築すべきである。

さらに「絶対に、阪神・淡路大震災の轍を踏まない」ために最も大切なことは、復興ビジョンや具体的な街づくりの計画策定における中心的な役割を、被災地の将来を担う人、特に若い次世代、に任せることである。

阪神・淡路大震災の復興では、旧態依然とした考え方にとらわれた政治家・官僚に任せたため、再び全国どこにでもあるような街並みができた場所が多かった。

即ち、今まで被災地に住んでいた若者たちがその土地に将 来も住み続けていたいと本当に思う街にしなければ、将来本 当に「災い転じて福をなす」といえる復興には、絶対にならない。

被災地の皆さんの悲しみは容易に癒えるものではない。 また、その悲しみは、被災された方しかわからない。しかし、 子供たちに笑顔が戻り始め、悲しみ・苦しみを乗り越えて前 向きに生きていこうとする住民の方も増えてきている。そう した人々の思いを無駄にしないように、本当の意味での復興 が、今求められている。それらは、被災地だけの問題ではな く、日本全体に突き付けられた深く大きい課題である。

以上の観点から、紙面の関係上、特に東北地方太平洋沿岸の中心産業である水産業に焦点を当てて、一つの漁港復興計画を提示することにより、漁業をどうやって立て直すかについて論じていきたい。

2 建築の原点にかえる一建築は人間活動の拠点である

建築は、産業・地域復興の根源である。しかし、建築に携わる者が、その復興資金の調達まで手を下し、事業計画を立案・実行して初めて、事が始まる時代になってしまった。ただ、設計や施工をしているご時世ではない。事業の川上(誘致・立地・企画)から川下(維持管理・解体・リサイクル)まで、一部始終面倒が見えることができる人間が、真のアーキテクトであり、そのことができることが、本当の建築の原点であると考える。

デザインがどうのこうのというだけではない、建てる場所の手配から、お金の算段、……、そして、事業の運営、建築物の解体、廃棄物のリサイクル・処分まで、全て掌中に入れることが、建築に携わる者の基本であり、最終目標であり、フロジェクト・マネジメントである。

それらが全てできて初めて、出来上がった建築物に息を吹き込むことができ、建築物が本当に、持ち主は勿論、のこと、利用者の皆さんに役立つ建築物になるものと、私は考える。常に、そのことを念頭に置きながら、建築事業に携わる姿勢が大切であるし、そういった考えを持たない限り、震災地の復興のような大事業はできない。

が、やはり事業には資金である。建築をやる者がそこまで 工面しなければ、事業が始まらない時代になったことを、しっかりと心に留めてもらいたい。本当に残念である。

表1に、現在・今までの東日本大震災関連の助成金事例の 一覧を示す。まだ、表1の他にも多数の助成金が、多く募集・ 交付されている。これらの助成金の書類をまとめることが、

表 1 東日本大震災関連の助成金事例の一覧

表1 東日本大震災関連の助成金事例の一覧					
名	概要	交 付 元	対 象 者	締切日	
	復興のリード役となり得る 「地域経済の中核」を形成す	中小企業庁 経営支援課		5次募集 平成24年5月	
中小企業等グループ施	る中小企業等グループが復		2 雇用・経済の規模の大きさから重要な企業群	1日(火)	
設等復旧整備補助事業	興事業計画を作成し、県の認		3 我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群	~5月31日	
(グループ補助金)	定を受けた場合に、施設・設			(木) まで	
	備の復旧・整備について補助	1/2, 県1/4)	1次~4次公募において、青森県、岩手県、宮城県、福島県、		
	を行う制度。	大企業…1/2	茨城県、千葉県で198グループに、2,202億円(うち	9 2 グループ	
		国1/3, 県1/6))	国費1,468億円)を交付決定	決定	
	東日本大震災で被災した地	独立行政法人中	業種を問わず、被災した中小企業者(罹災証明又は被災証明	募集中	
	域などにおいて、市町村から	小企業基盤	のいずれも不要)が入居することを原則とする。農林水産業		
	貸与を受けた用地を活用し	整備機構	者の入居も可能である。	仮設施設は、	
仮設施設整備事業	て、中小機構が事業の再開を	(中小機構)	なお、被災地域の復興に役立つことが期待される場合には、	原則として 1	
	希望される複数の中小企業	/ 	市町村の判断により、商工会、商工会議所などの商工関係団	年以内で、市	
	者などに入居してもらう仮	(補助率:	体、農業協同組合、漁業協同組合、大企業や被災されていな	町村に無償	
	設施設を整備し、市町村に一 妊代によっ	国が1/2、	い企業、公益法人、郵便局、診療所、NPO 法人の入居も可	で譲渡。	
	括貸与する。	県が1/4)	能である。		
	東日本大震災後の状況を踏	岩手県	いわて沿岸広域観光推進会議*の活動エリア(田野畑村・岩泉		
	まえ、視察などの受入に必要なができる。	沿岸広域振興局	町・宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・住田町)		
	な機材の導入、震災の状況を	経営企画部	に住所又は主たる事業所を有し、事業補助目的に沿う活動を		
	伝えるための資料の整備、モ		行おうとする者。 (事業物理 - なんかまの日、平式の左の日1日)	平成24年	
	ニターツアーの実施及び経	(補助率:	(事業期間: 交付決定の日~平成25年3月31日)	8月20日(月)	
事業補助	験を伝える「語り部」などの 育成等の事業を行う者を支	事業に要する対 象経費の3分の	*いわて沿岸広域観光推進会議・優れた自然景観や産業遺産ない。	まで	
			ど多くの観光資源を有する沿岸地域に、観光客の誘致を図るため、沿岸圏域の観光協会、交通事業者、市町村、地方振興局など		
	援し、沿岸地域への訪問客の 受入態勢を整備する	2 以内、 補助限度 :	※3、石戸圏域の規元協立、父理事業有、川川村、地方成英司などが連携し、広域的な観光振興の取り組みを推進のため平成20年		
	文八忠労を登開する	無助	が理論し、A9907年戦力が発力が発力を指更がため十分20年度設立された。		
	 国または地方公共団体によ	宮城県経済商工	及以立でなりに		
	る産業政策上の支援を受け	観焙僱財焼穀塲		募集中	
	を を事業主が、 支援の対象とな	労働者1人当たりの支	平成23年3月11日(原則)以降、平成25年3月31日	分水工	
	った宮城県内の事務所にお	おります。 経ります。 雇入日か	までの間に、対象産業政策リストに掲載された政策の支援対	申請の受付	
	いて被災求職者(再雇用者を		象となることが決定(平成25年3月31時点で支援決定は	期間:毎月1	
宮城県事業復興型雇用	含む。)を雇い入れた場合に、	日)から起算して3年	未了であるが、事業の開始に向けた建物の建設工事に着手し	日から10	
創出助成金	賃金等に係る経費の一部を	間雇用を継続した場合	て、平成25年5月31日までに支援決定を受けた場合を含	日まで(最終	
	3年間にわたって助成する	は、満願が支給される	む。)して、かつ、平成23年11月21日以降、平成25年	受付は、平成	
	ことにより、被災事業所など	例表あり)。	5月31日までの間に、1人以上の労働者(再雇用者に該当	25年8月	
	の復興と被災求職者の雇用	限整額 ::1事業	しない者)を新たに雇い入れた事業主が対象となる。	の同期間)	
	機会の創出を図る。	所1億円		·	
	福島県内における製造業等	福島県	平成24年1月30日から平成27年3月31日までの間		
	の民間企業の生産拡大及び	商工労働部	に、以下の業種で、「ふくしま産業復興企業立地補助金対象企		
	雇用創出を図り、もって地域		業指定申請書」の提出を行った企業に適用する。		
	経済の復興再生に寄与する	(予算枠…	①輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、	募集中	
ふくしま産業復興企業	ため、将来性と成長性が見込	1600億円	農商工連携の各関連産業業種		
	まれるとともに、地域経済へ	確保)	②企業立地促進法集積業種の製造業・研究所	(1次募集	
立地補助金	の波及と地域振興への貢献	(補助率…	③物流施設を設置する業種	:167件採	
	が期待される県内に立地す	警戒区域(立入	④コールセンター、データセンター又はそれに類似している	択)	
	る企業に対し、予算の範囲内	禁止区域)の内	業種		
	で、交付する。	外によって差異	⑤知事が特に認めるもの		
		あり)			

事業のビジネスプランをまとまるきっかけとなり、その後の 事業推進に大きく貢献するものと考える。これからの建築を 目指す者にとっては、こういった申請書類も容易に締切期限 までに作成する能力が 必要とされる時代である。

3 東北の地域特性を掴むことから復興は始まる

前述のように、阪神・淡路大震災の被災地域とは、全く異なる地域特性を、東日本大震災の被災地域は持っている。そのことをしっかり把握することが、東日本大震災の復興に携わる者にとってのはじめの一歩である。

表2に、東北地方太平洋沿岸地域(岩手県・宮城県・福島県)の市町村の人口・人口密度・就業産業人口構成比(但し、 東日本大震災前のデータ)を示す。

仙台市(宮城野区・若林区)とその他の地域とは、第一次 産業の比率が特に違うことが表2を見てもわかる。地域の特 性が、大都市部と東北地方太平洋沿岸地域とは全く異なる。 つまり、阪神・淡路大震災の復興手法がそのまま東日本大震 災の復興には使えないことを意味している。やはり、水産業 で生業をしている地域の生活・産業にマッチするビジネスモ デル・産業構造を持ってこないとダメであり、そのことは地

表2 東北地方太平洋沿岸地域(岩手県・宮城県・福島県)の市町村(但し、東日本大震災前のデータ)2・3

	衣 名 果心地力人	"汗冶序地域(石于 9	卡 " 呂 火 宗 " 惟	島県)の市町村(但し、東日本大震災前のデータ) ジャ
県	市町村名	人口(人・23.3.31)	面積(km²)	産業3部門別就業人口・1:2:3次、(カッコ内比率))
岩	九戸郡 洋野町	19, 189	303. 20	①1, 961 (22. 8%) • ②2, 873 (33. 4%) • ③3, 776 (43. 9%)
	久慈市	37, 979	623. 14	①2, 154 (12.0%) • ②5, 188 (29.0%) • ③10, 552 (59.0%)
	九戸郡 野田村	4, 757	80. 84	①474(20.5%) - ②764(33.1%) - ③1,070(46.4%)
	下閉伊郡 普代村	3, 052	69. 69	①333 (21. 3%) - ②513 (32. 8%) - ③717 (45. 9%)
	下閉伊郡 田野畑村	3, 931	156. 19	①456 (24. 7%) • ②558 (30. 2%) • ③833 (45. 1%)
手	下閉伊郡 岩泉町	11, 080	992. 91	①1, 324 (24. 5%) • ②1, 249 (23. 1%) • ③2, 824 (52. 3%)
県	宮古市	59, 636	1, 259. 89	①3, 378 (11. 9%) • ②7, 218 (25. 3%) • ③17, 883 (62. 8%)
	下閉伊郡山田町	18, 810	263. 45	①1, 861 (20. 4%) • ②2, 673 (29. 3%) • ③4, 584 (50. 3%)
	上閉伊郡 大槌町	15, 979	220. 59	①653 (9. 0%) - ②2, 699 (37. 2%) - ③3, 897 (53. 8%)
	大船渡市	40, 219	323. 30	①2, 365 (11. 5%) • ②6, 076 (29. 5%) • ③12, 144 (59. 0%)
	陸前高田市	24, 128	232. 29	①1, 900 (16. 4%) • ②3, 681 (31. 7%) • ③6, 031 (51. 9%)
	気仙沼市	73, 363	333. 37	①4, 505 (12. 5%) • ②10, 076 (27. 9%) • ③21, 592 (59. 7%)
	本吉郡 南三陸町	17, 063	163. 74	①2, 303 (26.0%) • ②2, 611 (29.5%) • ③3, 937 (44.5%)
	石巻市	161, 636	555. 78	①7, 813 (10. 2%) • ②23, 523 (30. 6%) • ③45, 618 (59. 3%)
	牡鹿郡 女川町	9, 698	65. 80	①838 (15. 8%) · ②1, 796 (33. 6%) · ③3, 937 (44. 5%)
	東松島市	42, 277	101. 86	①2, 116 (10. 4%) · ②5, 470 (26. 9%) · ③12, 767 (62. 7%)
	宮城郡 松島町	15, 340	54. 04	①563 (7. 2%) · ②1, 578 (20. 2%) · ③5, 658 (72. 5%)
宮	宮城郡利府町	34, 859	44. 75	①427 (2. 7%) · ②3, 724 (23. 9%) · ③11, 402 (73. 3%)
城	塩竈市	57, 266	17. 86	
県	宮城郡七ケ浜町	20, 675	13. 27	①446 (4. 4%) · ②3, 125 (30. 8%) · ③6, 566 (64. 8%)
	仙台市	1, 011, 592	1, 291. 05	①5, 100 (1. 1%) · ②70, 727 (15. 6%) · ③378, 358 (83. 3%)
	仙台市 宮城野区	183, 397	58. 10	
	仙台市 若林区	127, 554	2, 636. 50	
	名取市	72, 360	722. 99	①2, 027 (6. 35) · ②7, 351 (22. 8%) · ③22, 867 (70. 9%)
	岩沼市	43, 903	60. 71	①819 (3. 9%) · ②5, 748 (27. 2%) · ③14, 589 (69. 0%)
	亘理郡 亘理町	35, 211	73. 21	①1, 920 (11. 0%) · ②5, 257 (30. 2%) · ③10, 251 (58. 8%)
	<u> </u>	15, 946		①1, 199 (14. 5%) • ②2, 660 (32. 2%) • ③4, 410 (53. 3%)
	相馬郡新地町	8, 277 27, 569	46. 35	
	相馬市 市出馬市	37, 568	197. 67	①2, 173 (11. 5%) · ②6, 309 (33. 4%) · ③10, 397 (55. 1%)
	南相馬市	70, 516	398. 50	①3, 123 (8. 9%) • ②12, 075 (34. 5%) • ③19, 796 (56. 6%)
福	双葉郡浪江町	21, 434	223. 10	①1, 068 (10. 3%) • ②3, 534 (34. 1%) • ③5, 750 (55. 5%)
島	双葉郡 双葉町	6, 939	51. 40	①331 (9. 6%) · ②935 (27. 2%) · ③2, 172 (63. 2%)
県	双葉郡大熊町	11, 505	78. 70	①467 (8. 8%) · ②1, 623 (30. 6%) · ③3, 209 (60. 6%)
	双葉郡富岡町	15, 830	68. 47	①490 (6. 3%) · ②2, 571 (33. 0%) · ③4, 740 (60. 8%)
	双葉郡 楢葉町	8, 011	103. 45	①332 (8. 3%) · ②1, 422 (35. 7%) · ③2, 230 (56. 0%)
	双葉郡 広野町	5, 458	58. 39	①149 (5. 5%) · ②917 (33. 9%) · ③1, 640 (60. 6%)
	いわき市	345, 670	1, 231. 35	①6, 681 (4. 2%) • ②51, 435 (32. 3%) • ③101, 642 (63. 6%)

元の人しかわからない。

4 東日本大震災からの漁港復興計画例の提示

東日本大震災の被災地は、住民の人々が自然の恵みをうまく活用して生活を成立させてきた地域であって、阪神淡路大震災の被災地とは復興の進め方は全く違うものである。第一次産業が生活の根幹である。

しかし、仙台市内を除くその他の地域は、主だった地域社会を引っ張っていくような主要な企業・産業は少なく、復興に費やす予算も労働力も不足している。復興を進めるための助成金や雇用などは、行政機関や他地域の民間企業の協力なしには、生まれてこない。

以下に、主産業である水産業の生産・流通拠点を成す漁港 の漁港復興計画例を、東日本大震災の津波被害の教訓を生か しながら、以下に示していきたい。

まず、漁港の構成を以下に示す(漁港漁場整備法第3条)。

(1)沿岸漁場整備開発施設(主に消波施設)

消皮堤 護岸堤 潜堤 護岸 埋灰 突堤 導流堤 水路 など (2)漁港施設 (外郭施設、係留施設、および水域施設)

防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、護岸、堤防、

突堤、桟橋、浮桟橋、船揚場、航路、泊地 など

(3)漁場施設

漁礁、育成水面、藻場、養殖場、蓄養施設、清浄海水 供給施設(導水・浄化)、防風・防暑施設、浮体式 係船岸 など

(4)共同利用施設

水産市場(荷さばき所・荷役機械)、冷凍倉庫(製水所)、 一般倉庫、加工工場、共同作業場 など

(5)その他

鉄道、道路、駐車場、橋、運河、ヘリポート、航路標識、 信号施設、照明施設、漁船保管施設、漁船保管施設、漁具 保管修理施設、補給施設(給水・給油・給電)、

水産種苗生産施設、養殖用飼料保管施設、陸上無線電信・電 話施設、気象通信所、漁港厚生施設(宿泊所・浴場・診療 所)、漁港管理施設(管理事務所・資材倉庫・船舶保管施 設)、廃油処理施設、廃船処理施設、環境整備施設(広場・ 休憩所・植栽) など

以下に、東日本大震災の被害を踏まえた漁港の復興計画を示す。

(1)漁港機能の分割

これからの漁港は、大きな津波が来てもいいように、海岸付近で設置しなければならない施設(上記の(1)~(3)·(5))と、内陸部の高台で設けるべき施設(上記の(4))とに、大きく機能を2分割したらいいと考える。

(2)津波襲来早期発見システムの設置

津波の襲来をいち早く知ることができる*こと*ができるように、沖合にブイなどを設けて、津波の襲来をできるだけ早い時期に確認・周知できるような、システムを設置する。さ

らに、漁港に接岸している船舶を、津波襲来前に速やかに沖 合に避難できるようにする。

(3)海岸付近漁港関係者の安全避難

津波襲来時に、海岸付近で勤務する人たちの人命を安全に 守るために、海岸付近に避難タワー(床面高:想定津波高さ 以上)を設置する。

(4)共同利用施設の農業施設との協業化

共同利用施設(前記の(4))では、水産品の保存・加工・包装・発送などが行われるため、津波に対して安全な高台に設置して、水産加工品の集積拠点を再構築するとともに、不用な残材をバイオマス資源として利用できるような仕組み(メタン発酵などのバイオマスエネルギー施設など)を設ける。

さらに、農産品の保存・加工・包装・発送できる施設と隣接することによって、地産地消の地場産業とコラボレーションしやすく、地域の産業振興に大いに貢献できると期待できる。ファーマーズマーケットならぬ、フィシャーマンズマーケットを形成する。

「共同利用システム」や「協業体の育成」などは、被災漁業者の主体的な意思・判断で行われるべきものであり、「上から」の押しつけでは決してうまくいかない。

5 おわりに一漁業の復活なくして真の復興はない

今回の東北地方太平洋沖地震では、三陸沿岸の漁港は、津 波によって壊滅的な打撃を受けたが、水産業復活なくして、 三陸の復活は無いと考え、災害に強く生産性の高い漁港復興 計画例を示した。

今回の震災を契機に今までの漁業を再編成し、地元の水産 業従事者の雇用確保を図りながら、津波などの災害にも強く し生産性・市場性も高めて、また、他地域の人たちも集まる ことができる地産地消の水産物産市場の形成を図ることに よって、震災前以上に物心両面に盛んな水産業として復活す ることを強く願うものである。

漁港のエリアマネジメントの内容は、対象とする地区特性に応じて多様な内容となってきているが、大別すれば、第一に公共施設空間や非公共施設空間の積極的な利用を通した施設や空間のメンテナンスやマネジメント、第二にイベントに代表されるような地域プロモーション、社会活動、シンクタンク活動などのソフトなマネジメントの二つがある。それらの協働で、漁港は必ず復活するものと考える。

(参考文献)

1) 木村正彦: いま、私たちにできること~しなければならないこと 2011年日本建築学会大会(関東)関連行事

第10回討議の集い: いま、私たちにできること pp.3~6、 日本建築学会 平成23年8月

2) 朝日新聞出版編: 民力 2011-2012、朝日新聞出版、

2012年7月

3) 市町村要覧編集委員会:全国市町村要覧[平成23年版]、

第一法規、平成23年11